

扶助見舞金の給付を受けるには

本宗では、病気その他の特別な事由により生活に困窮する住職または教師に対して、扶助を行っています。

注意事項

- (1) 給付は一宗課金が免除された寺院に所属している方に限ります。
- (2) 申請は本人が行います。

添付書類

- (1) 健康診断書またはその事由を証明するもの（非課税証明書など）
- (2) 教区長または組長の意見書

冥加料

不要

様式番号	66	申請書名	扶助見舞金給付申請書
------	----	------	------------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105